

市有地売払いの御案内 (一般競争入札)

入札参加申込 令和7年12月15日（月）から
令和8年 1月 9日（金）まで

入 札 日 令和8年 1月22日（木）



【売却までの流れ（概要）】

詳細は、次ページ以降の『一般競争入札による売払い実施要領』を御覧ください。

参考資料の提供

現地公開

公開日時：令和7年12月22日（月）

入札参加申込

申込期間：令和7年12月15日（月）

～令和8年 1月 9日（金）

入札・開札

入札日時：令和8年1月22日（木）午後2時

開札日時：入札後、直ちに

契約

令和8年2月上旬頃

（落札者決定通知日から7日以内）

代金支払、所有権移転

令和8年2月上旬～令和8年3月中旬頃

（売買契約締結日から30日以内）

【お問い合わせ先】

〒254-8686

平塚市浅間町9番1号

平塚市企画政策部 資産経営課

（市役所本館4階）

電話0463-21-8763



目次

ページ

市有地の一般競争入札による売払い実施要領		
1	入札物件	1
2	禁止用途	1
3	入札に参加することができない者	1
4	参考資料の提供	1
5	現地公開	2
6	入札参加申込	2
7	入札保証金	3
8	入札	3
9	開札	4
10	再度入札	4
11	入札の無効	5
12	入札の失格	5
13	落札者の決定	5
14	契約の締結等	5
15	売買代金の支払方法	6
16	所有権の移転、費用負担	6
17	入札結果の公表	6
18	境界に関する書面	6
19	その他注意事項	6
	市有財産売買契約書(案)	9
	物件調書・案内図・区画図	13

【書式類】

市有地売払いの一般競争入札参加申込書	18
平塚市暴力団排除条例にかかる誓約書	19
入札書	20
委任状	21
委任状・入札書の記入要領	22

市有地の一般競争入札による売払い実施要領

1 入札物件（詳細は、物件調書を御覧ください。）

物件番号	所在地（地番）	面積（m ² ）	地目	用途地域	※参考価格（円）
1	平塚市宮の前1番14	156.09	宅地	商業地域	56,430,000
2	平塚市桜ヶ丘109番	922.10	雑種地	第1種中高層住居専用地域	111,400,000

※予定価格（最低売却価格）の公表は行いません。

入札価格を見積る際の目安となる価格を、参考価格として表示しています。

2 禁止用途

売買契約にあたっては、次の条件が契約書において付されます。

（1）公序良俗に反する使用の禁止

売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供してはならない。

（2）風俗営業等の禁止

売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業、その他これらに類する用途に供してはならない。

3 入札に参加することができない者

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- （2）地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する者。
- （3）平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）第2条第2号から第5号までに該当する者（「暴力団」・「暴力団員」・「暴力団員等」・「暴力団経営支配法人等」に該当する者、以下「暴力団等」という）及びこれらの者と密接な関係を有する者。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者。

4 参考資料の提供

入札物件に関する参考資料の提供を希望される方は、メールにてお申込みください。電子データにて提供いたします。

（1）提供可能な資料

- ・登記簿・公図写し・地積測量図
- ・インフラ関係図（道路、上下水道、ガス）

- ・物件1のみ：建物解体工事に関する資料
- (2) 申込方法 shisan@city.hiratsuka.kanagawa.jp宛てにメールによる申込み
- ・メールの件名は、「売買物件の参考資料（法人名又は個人名）」としてください。
 - ・メール本文に、希望する物件番号、法人の場合は法人名・住所・御担当者様名・電話番号、個人の場合は名前・住所・電話番号を記載してください。
- (3) 留意事項
- ・参考資料であり、現況と相違している場合は、現況を優先します。
 - ・本入札において参考とする以外の目的では利用しないこと。

5 現地公開

現地の確認を希望される方は、事前にお申込みの上、お越しください。

- (1) 公開日時 令和7年12月22日（月）
- 物件1：午後1時30分から午後2時まで
- 物件2：午後3時から午後3時30分まで
- (2) 集合場所 入札物件所在地
- (3) 申込方法 shisan@city.hiratsuka.kanagawa.jp宛てにメールによる申込み
- ・メールの件名は、「売買物件の現地公開（法人名又は個人名）」としてください。
 - ・メール本文に、希望する物件番号、法人の場合は法人名・住所・御担当者様名・電話番号、個人の場合は名前・住所・電話番号を記載してください。
- (4) 留意事項
- ・現地には駐車スペースがありません。お車での来場は御遠慮ください。
 - ・現地公開に参加されない場合は、入札前までに物件の下見をし、現況を御確認ください。その際には、近隣の迷惑にならないよう御配慮ください。
 - ・大雨等のときは公開日時を変更する可能性があります。

6 入札参加申込

- (1) 受付期間 令和7年12月15日（月）から令和8年1月9日（金）まで
(土日及び12月29日から1月3日を除く)
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (2) 受付場所 平塚市役所 資産経営課（平塚市浅間町9番1号 本館4階）
※Eメール、郵送、FAX等による申込みはできません。
- (3) 必要書類

	必要書類	法人	個人
ア	市有地売払いの一般競争入札参加申込書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	平塚市暴力団排除条例にかかる誓約書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)	<input type="radio"/>	
エ	住民票		<input type="radio"/>
オ	身分証明書		<input type="radio"/>
カ	印鑑登録証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- ・提出された書類は返却しません。
- ・書類に不備がある場合は、申込みが無効となります。
- ・提出書類の押印には、印鑑登録証明書に登録された印鑑を御使用ください。
- ・ア・イは、平塚市ウェブサイトからダウンロードできます。
- ・アは物件ごとに1通、御用意ください。
- ・ウ・エ・オ・カは、発行後3か月以内のものに限ります。
- ・共有で申込む場合は、共有者全員の添付資料が必要です。

(4) 受付後の対応

- ・入札参加資格の確認後、「市有地売払いの一般競争入札参加申込受付書」「入札保証金納付書」「入札保証金還付請求書」を郵送にて交付いたします。

7 入札保証金

(1) 納付について

- ・入札額の100分の3以上の入札保証金が必要です。
- ・入札受付までに、入札保証金納付書にて、市の指定金融機関等に納付してください。

(2) 還付について

- ・落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札保証金還付請求書で指定された口座に、開札終了後1か月以内に振込みます。
- ・還付する入札保証金には利息を付しません。

(3) 留意事項

- ・落札者が納入した入札保証金は、売買契約締結と同時に契約保証金に充当します。

8 入札

(1) 日時 令和8年1月22日（木）

受付 午後1時30分から午後2時まで

入札 午後2時

(2) 場所 平塚市役所本館5階 入札室

(3) 必要書類

ア 市有地売払いの一般競争入札参加申込受付書

- ・市が交付した原本をお持ちください。

イ 入札書（2通）

- ・市ウェブサイトからダウンロードできます。
- ・入札者印は、入札参加申込時に押印した印鑑を使用してください。
- ・代理人が入札に参加される場合には、代理人欄に記名押印してください。

ウ 委任状

- ・市ウェブサイトからダウンロードできます。
- ・法人で代表権のない方や、個人で代理の方が入札に参加する場合に必要です。
- ・申込者（委任者）印は、入札参加申込時に押印した印鑑を使用してください。
- ・法人が代理人になる場合は、当該法人の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明

書又は現在事項全部証明書) 及び印鑑登録証明書 (ともに発行後 3か月以内のもの) を併せて提出してください。また、この場合において、法人の従業員が入札に参加する場合は、法人代表者からの委任状も提出してください。

- ・共有で申し込んだ場合で、共有者全員が入札に参加されない場合は、委任状が必要です。

エ 印鑑

- ・受付時に「入札参加者名簿」に記名押印していただきますので、参加者本人の印鑑（認印可）をお持ちください。
- ・代理の方が入札に参加される場合、入札書の代理人の印、委任状の代理人の印、参加者名簿の印は全て同じもの（認印可）を使用してください。

オ 入札保証金領収書（原本）及びその写し（コピー）

カ 入札保証金還付請求書

キ 入札に参加する方の本人確認ができるもの（運転免許証等）

(4) 留意事項

- ・受付終了時刻までに受付（入札保証金の納付を含む）が済んでいない場合又は入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ・入室は、申請者又はその代理人の方 1名のみとさせていただきます（共有申込みの場合を除く）。
- ・郵送等による入札は認めません。

9 開札

- ・開札は、入札後、直ちに入札者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立会わない場合には、市の指定した者（当該入札事務に関係のない職員）を立会わせて開札いたします。この場合、異議の申立てはできません。
- ・開札後、入札者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を読み上げます。市の予定価格以上の価格で入札した者があった場合にはその旨を、市の予定価格以上の価格で入札した者がいない場合にはその旨を、開札に立会った方に知らせます。
- ・市の予定価格以上の最高価格で入札した者（ただし、同価の入札者が 2人以上あるときは、「くじ」によって決定します。入札者がくじを引かないときは、市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申立てはできません。）については、会場において落札決定から契約までの手続き等の説明を行います。

10 再度入札

- ・開札の結果、入札価格が予定価格に満たない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、1回に限り再度の入札を行います。
- ・再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者とします。
- ・再度入札の入札保証金が規定の金額に達しない場合は、入札が無効となります。再度入札を想定した入札保証金を納付してください。

- ・再度入札でも予定価格に満たない場合は、不調とします。

1 1 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札を行う資格がない者の入札
- (2) 入札保証金が入札金額の 100 分の 3 に満たない者の入札
- (3) 1回の入札につき、1人で2通以上の入札書を提出した入札
- (4) 1物件につき、共有者の代理を除き 1 人で他人の代理も兼ねて参加した者又は 1 人で 2 人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名若しくは押印のない入札
- (6) 不正行為があつたと認められる入札
- (7) 入札参加申込者及び共有者、並びに法人にあっては当該法人役員等が暴力団等に該当する者による入札
- (8) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 再度入札を行つた場合に直前の入札における最高価格以下の金額で入札したもの
- (11) 前各号に認められるもののほか、この要領に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

1 2 入札の失格

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、失格とします。再度入札にも参加できません。

- (1) 入札参加者が所定の日時までに参加しないもの
- (2) 所定の日時までに入札保証金を納付しない者がした入札

1 3 落札者の決定

- ・市は、市の予定価格以上の最高価格をもつて入札した者、及び入札者が法人の場合は法人役員等について、平塚市暴力団排除条例に基づき、暴力団等に該当しないかを神奈川県警察本部に照会します。
- ・照会の結果、暴力団等に該当しない場合は、その者を落札者として決定し、落札者にその旨を口頭及び書面により通知いたします。
- ・照会の結果、暴力団等に該当した場合は、その者の入札を無効とし、書面にて通知いたします。また、当該者の入札保証金は市に帰属することになります。
なお、この場合は、入札自体を無効とし、今年度は再度の入札を行いません。

1 4 契約の締結等

- ・落札者は、落札者決定の通知から 7 日以内に別紙様式の売買契約書にて契約を締結しなければなりません。

- ・期限までに契約を締結しない場合、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は市に帰属することになります。

15 売買代金の支払方法

- ・売買契約締結に先立ち、契約金額（売買代金）の100分の10以上の金額を契約保証金として納付していただきます。入札保証金を契約保証金に充当しますので、契約保証金と入札保証金との差額を納付してください。
- ・売買代金と契約保証金との差額を売買契約締結日から30日以内に納付してください。
- ・期限までに売買代金の納付がない場合、契約保証金は市に帰属することになります。

16 所有权の移転、費用負担

- ・売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、物件を現況のまま引き渡します。
- ・所有権移転登記は、物件の引き渡し後、市が行います。
- ・売買契約書（市保管のもの1部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。
- ・所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う必要がある場合は、事前に御相談ください。

17 入札結果の公表

- ・落札者の決定後、市ウェブサイトにおいて落札者名（法人の場合のみ）、落札金額及び入札者数を公表いたします。
- ・入札結果については全て情報公開の対象となりますので、あらかじめ御承知おきください。

18 境界に関する書面

- ・物件に係る敷地の「境界に関する書面」を市が保有している場合で、落札者が書面にてその交付を希望した場合は、売買代金が完納された後、受領書と引き換えに当該書面を交付します。
- ・当該書面の原本を市が保有していない場合や、当該物件以外の市有地に係る境界に関する書面を兼ねている場合等、原本を交付できない場合は写しを交付します。

19 その他注意事項

- ・物件調書に特段の記載のない限り、物件は現況のまま引き渡します。物件調書等の資料を参照の上、必ず事前に現地を確認してください。
なお、物件調書と現況が異なる場合には、現況を優先します。
- ・敷地内に柵等が設置されている場合、これらの工作物の撤去・補修・改修・再築造及びその費用負担等について、市では対応いたしません。

- ・上下水道設備、ガス設備が敷設されている場合、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等について、市では対応いたしません。
- ・物件の敷地内（地中を含む）にゴミ・ガラ・碎石・樹木・切株・雑草・埋設物等が存在していた場合、これらの撤去・伐採及びその費用負担について、市では対応いたしません。
- ・物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担、隣接地権者等との協議等について、市では対応いたしません。
- ・物件調書に特段の記載のない限り、埋設物、土壤汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- ・入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利息を付しません。
- ・この要領に定めのない事項については、平塚市契約規則、その他関係法令の定めるところによります。

市有財産売買契約書（案）

売主 平塚市（以下「甲」という。）と買主 【落札者】（以下「乙」という。）は、次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。ただし、本記載の数量と現況が一致しない場合は、現況を優先する。

所在地番	地目	地積（m ² ）

（売買代金）

第3条 売買代金は、金【落札金額】円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結の日までに、契約保証金として金【契約保証金額】円を、甲の発行する納付書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金【入札保証金額】円は、入札保証金から充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

4 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 甲は、乙が第5条に定める義務を履行しないときは、又は第16条により甲が解除権を行使したときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属するものとする。

6 第1項の契約保証金には利息を付さない。

（売買代金の納入）

第5条 乙は、本契約締結日から30日以内に、第3条に定める売買代金から前条の契約保証金を控除した金【落札金額-契約保証金額】円を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第6条 売買物件は、乙が第3条に定める売買代金を完納したときに、現況のまま甲から乙に引き渡すものとする。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、前条の規定による売買物件の引き渡しと同時に甲から乙に移転するものとする。

（所有権の移転登記）

第8条 売買物件の乙に対する所有権移転登記は、甲が第3条に定める売買代金の完納を確認した後速やかに、所轄法務局に対し嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

（所有権移転登記後の紛争等）

第9条 甲は、売買物件の所有権移転登記完了後、売買物件に関して紛争等が生じても一切

の責任を負わない。

(公租公課)

第10条 売買物件にかかる公租公課は、第7条に定める所有権が移転した日以降の分について、乙の負担とする。

(危険負担)

第11条 売買物件が、本契約締結後引渡しまでの間に、甲の責めに帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合には、乙は甲に対して売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約不適合)

第12条 乙は、本契約締結後、売買物件に土壤汚染、地中埋設物、面積の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(禁止用途)

第13条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する用途。
- 2 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定めに反する使用をさせてはならない。
 - 3 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前2項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。
 - 4 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、第1項の定めに反する使用をさせてはならない。
 - 5 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。
 - 6 甲は、第1項から第5項に規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。
- (暴力団等からの不当介入の排除)
- 第14条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- (実地調査等)
- 第15条 甲は、乙の契約の履行状況について隨時実地を調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 2 乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は
- 10 -

前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要しないでこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
- (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 乙が個人である場合には、その者が、平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第2号に定める暴力団員又は同条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、乙が法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、その法人等が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

イ 乙又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等と密接な関係を有していると認められたとき。

ウ 乙が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

エ 乙が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(違約金)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の10分の1に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

- (1) 前条の規定により、甲が契約を解除したとき。
- (2) 第13条の規定に違反したとき。
- (3) 第15条第2項の規定に違反して正当な理由がなくて同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

(返還金)

第18条 甲は、第16条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 甲は、第16条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、第16条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復義務)

第19条 乙は、甲が第16条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければなら

ないものとする。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払う。

(返還金の相殺)

第21条 甲は、第18条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第17条に定める違約金又は第19条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(相隣関係等への配慮)

第22条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意するものとする。

(疑義等の決定)

第23条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決定するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本契約から生じる訴訟等は、甲の所在地を管轄する横浜地方裁判所小田原支部を第1審の裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 平塚市浅間町9番1号
平塚市
市長 落合 克宏

乙

物件調書

物件番号

1

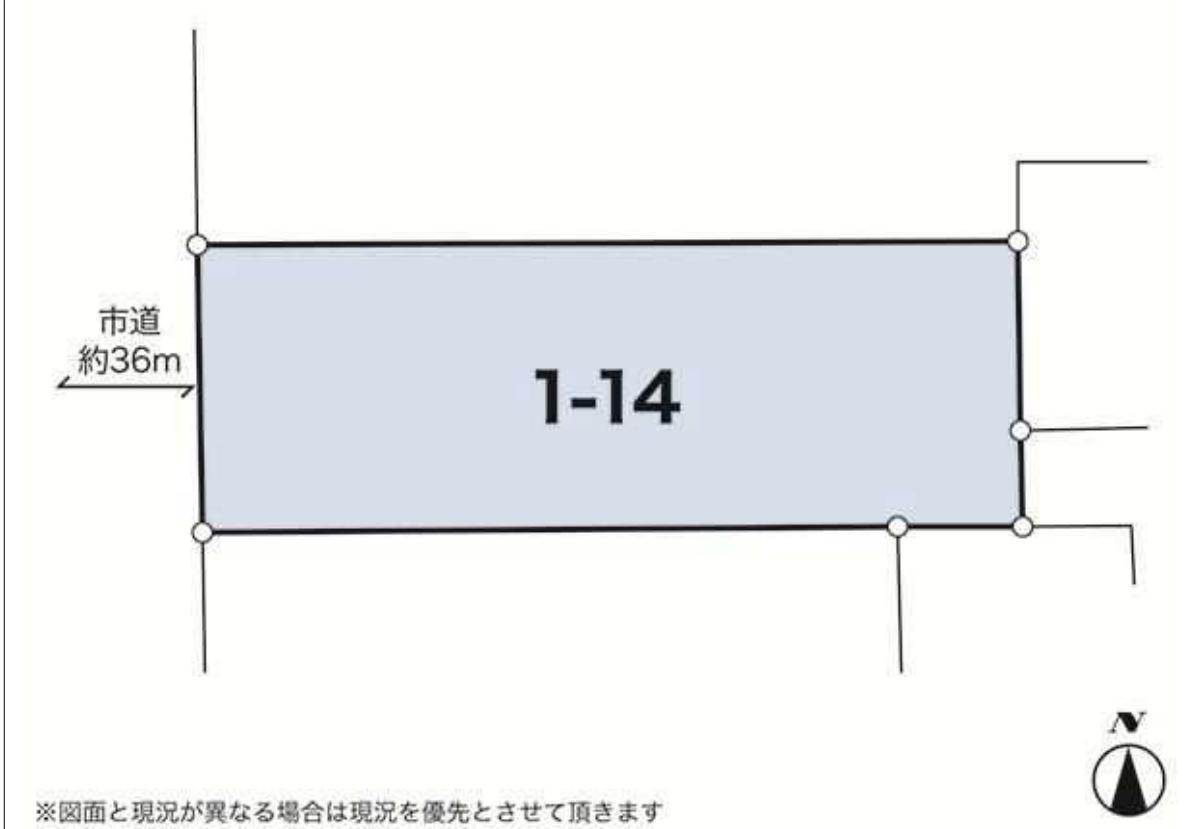
所在地	平塚市宮の前1番14				
地積	156. 09m ²	地目	宅地	形状 ほぼ長方形	
接面道路の幅員及び構造	西側が幅員約36mの市道に接する。				
都市計画法建築基準法の制限	市街化区域		商業地域		
	建ぺい率80%		容積率600%		
	防火地域		第4種高度地区		
供給処理施設の状況	電気	可			
	上水道	有			
	下水道	有			
	都市ガス	有			
交通機関(直線距離)	鉄道	JR平塚駅北口から北に約350m			
	バス(平塚駅)	神奈中バス「四ツ角」停留所至近			
公共施設等(直線距離)	平塚市役所	約420m	崇善公民館	約630m	
	崇善小学校	約450m	江陽中学校	約530m	
	ひらしん平塚文化芸術ホール	約660m	東雲公園	約130m	
近隣の状況	中高層の店舗、事務所、マンション、ホテル等が建つ商業地域				
備考	<ul style="list-style-type: none"> 現況における引渡しとなります。売払いの御案内(実施要領)及び現地を十分に確認の上、入札に参加してください。 当該地は、令和3年6月まで平塚市消防団第3分団として使用してきました。 表面に防草シートを敷き、外周に木柵等を設置しています。 敷地にはシートパイル、基礎の一部、ガソリントラップ及び横断側溝の一部、コンクリートブロック及び地先境界ブロック(土間コンクリートの一部を含む)、東京電力ケーブル引込、汚水最終樹(合流)、都市ガス引込管等が存置となっています。参考資料として建物解体工事の図面を提供します。 南側隣接地の駐車場に設置している工作物(車止めの柱)の被越境があります。 				

物件番号 1

案内図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせて頂きます

物件調書

物件番号

2

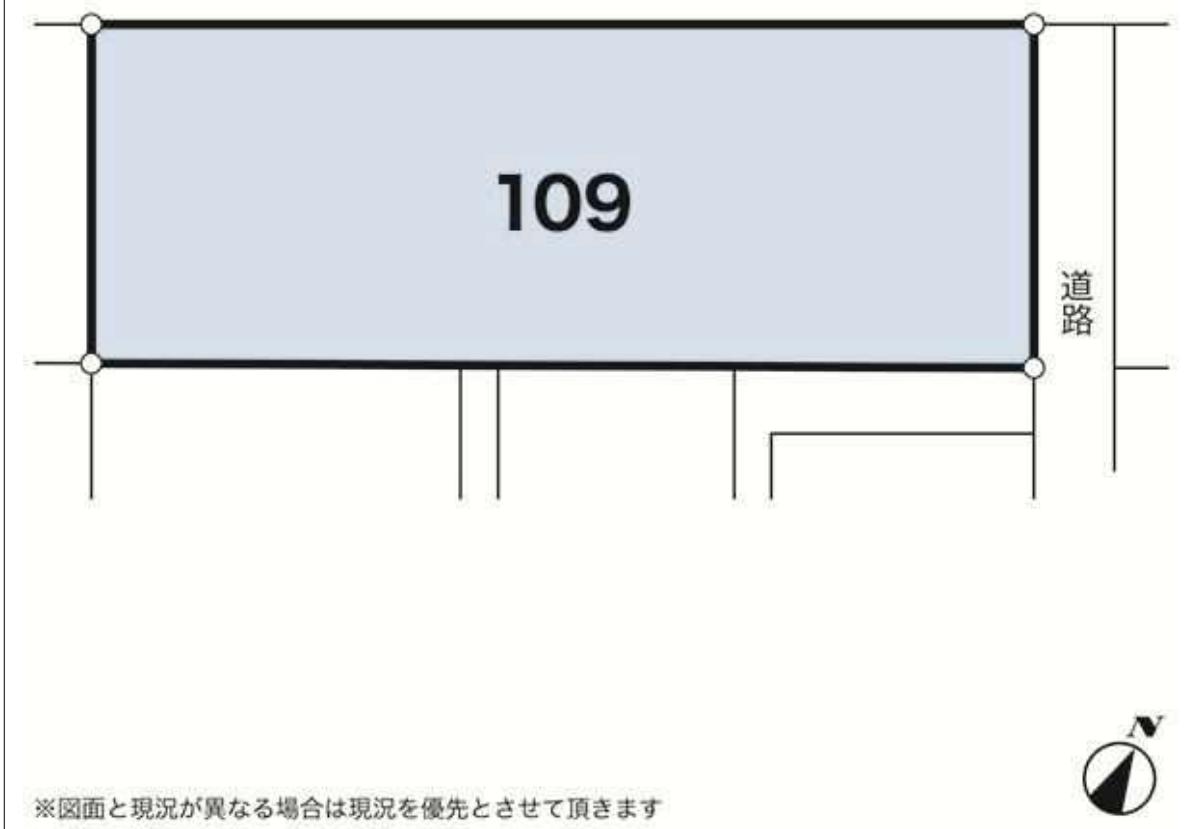
所在地	平塚市桜ヶ丘109番							
地積	922. 10m ²	地目	雑種地	形状	ほぼ長方形			
接面道路の幅員及び構造	東側が幅員約4. 36mの市道に接する。							
都市計画法 建築基準法 の制限	市街化区域			第一種中高層住居専用地域				
	建ぺい率60%			容積率200%				
	準防火地域			第2種高度地区				
供給処理 施設の状況	電気	可						
	上水道	可						
	下水道	可						
	都市ガス	無						
交通機関 (直線距離)	鉄道	JR平塚駅北口から北西に約2. 1km						
	バス(平塚駅)	神奈中バス「桜ヶ丘公園」停留所から約180m						
公共施設等 (直線距離)	平塚市役所	約2. 1km	富士見公民館	約780m				
	富士見小学校	約830m	春日野中学校	約530m				
	平塚市民病院	約1. 1km	桜ヶ丘公園	至近				
近隣の状況	店舗等が建ち並ぶ路線商業地域の背後に位置する住宅地域							
備考	<ul style="list-style-type: none"> 現況における引渡しとなります。売払いの御案内(実施要領)及び現地を十分に確認の上、入札に参加してください。 当該地は、神奈川県立平塚西工業技術高等学校の跡地を平成18年に神奈川県から平塚市土地開発公社が取得し、平成27年に平塚市土地開発公社から平塚市が取得しました。 当該地と接面道路には、高低差があります。 南側隣接地(桜ヶ丘110番4)の雨水配管が空中で越境しています。 当該地の北側には、桜ヶ丘公園のフェンスが設置しており、フェンス沿いには倉庫や樹木があります。 							

物件番号 2

案内図



区画义



書式類

書式・記入例は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

入札

※受付番号

—

(提出先)
平塚市長

市有地売払いの一般競争入札参加申込書

市有地売払いの一般競争入札について、次のとおり申込み、入札参加資格者名簿への登録を申請いたします。

また、入札の結果については、住所・氏名（法人名）・落札金額を情報公開することに同意いたします。

1 申込者

令和 年 月 日

(法人)	所在地	〒	TEL	担当者 実印
	商号又は名称			
	代表者職氏名			
(個人)	住所	〒	TEL	実印
	氏名			
(共有者)	住所	〒	TEL	実印
	氏名	(持分)		
(共有者)	住所	〒	TEL	実印
	氏名	(持分)		

2 申込物件

物件番号	所在地

- (注) 1 ※欄は記入しないでください。
2 共有の場合は、持分も記入してください。

※受付印

平塚市暴力団排除条例にかかる誓約書

私は平塚市の市有地売払いの一般競争入札に申込みするにあたり、平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）第2条第2号から第5号に該当する者（「暴力団」「暴力団員」「暴力団員等」「暴力団経営支配法人等」に該当する者）及びこれらとのものと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、平塚市が上記内容を確認するため、本様式に記載された情報の全てを神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

令和 年 月 日

1. 入札申込者（個人及び共有者）

（フリガナ） 氏名	生年月日	性別 (男・女)	住所

2. 入札申込者（法人）

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

3. 法人役員（取締役、監査人、監査法人、相談役、顧問等）

役職名	（フリガナ） 氏名	生年月日	性別 (男・女)	住所

※枠が足りない場合は次ページに記入をお願いいたします。

入札書

(提出先)
平塚市長

令和 年 月 日

入札者																																	
住 所																																	
商号又は名称																																	
代表者職氏名	(印)																																
代理 人 氏 名	(印)																																
入札件名	市有地売払いの一般競争入札																																
入札参加物件	<table border="1"><tr><td>物件番号</td><td colspan="10">所在地</td></tr><tr><td></td><td colspan="10"></td></tr></table>											物件番号	所在地																				
物件番号	所在地																																
入札金額	<table border="1"><tr><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円												
十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円																								
摘要	平塚市契約規則を守ります。																																
<p>(注) 1 入札者の印は、「市有地売払いの一般競争入札参加申込書」に押印した印 (実印) を使用してください。 2 代理人により入札をするときは、委任者の住所、商号又は名称、代表者職氏 名を入札者欄に記入し、代理人の氏名を記入のうえ、必ず委任状と同じ印鑑を 押印してください。 3 金額は、算用数字で右詰めで記入し、最初の数字の前に￥を記入してく ださい。</p>																																	

委 任 状

代理 人 住 所

氏 名 印

私は、上記の者を代理人に定め、次の市有地売払いの一般競争入札に関する一切の
権限を委任します。

記

物件番号	所在地

令和 年 月 日

(提出先)

平 塚 市 長

申 込 者 住 所
(委任者)

氏 名 印

(注) 申込者(委任者)の印は、「市有地売払いの一般競争入札参加申込書」と同じ
印鑑(実印)を使用してください。

委任状・入札書の記入要領

印鑑漏れ、記入漏れ等内容に不備があった場合には、入札の無効又は失格となりますので十分に注意してください。

1 委任状 [申込者本人以外（代理の方）が入札に参加する場合は必ず必要です。]

委 任 状		担当印	入札に参加する方の記名、押印（実印又は認印。ただし、法人が代理人となる場合は当該法人の実印に限る） ※注 入札書の『代理人』と一致すること
代理人	住所		
私は、上記の者を代理人に定め、次の市有地売払いの一般競争入札に関する一切の権限を委任します。			
			入札参加物件の内容を記入
			入札日
			それぞれの項目に記入、押印（実印） ※注 法人の場合は氏名欄に会社名及び代表者職氏名を記入し、市有地売払いの一般競争入札参加申込書と同じ実印を押印
(提出先) 平塚市長		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
申込者 住所		〇〇〇〇〇〇〇〇	
(委任者) 氏名		〇〇会社 代表取締役 ××××	代表印

※法人が代理人となる場合、当該法人の従業員が入札に参加される場合、法人代表者からの委任状も必要となりますので事前に別途お問い合わせください。

2 入札書〔2枚とも押印等の準備をしてください。〕

3 その他

- (1) 入札書は、折って入札箱に入れください。(封筒に入れる必要はありません。)

(2) 記入内容を訂正する場合、訂正印は実印を使用してください。**(金額の訂正はできません。)**

(3) 入札当日は「入札参加者名簿」に記名、押印をしていただきますので、参加者本人の印鑑（認印可）を忘れずにお持ちください。なお、代理の方が入札に参加される場合、入札書の代理人の印、委任状の代理人の印、参加者名簿の印はすべて同じものを使用してください。(認印可)